

参考資料

家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について(一覧表)

			助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式					家畜伝染病予防費負担金の交付申請の必要添付書類	
			売上げの減少額	飼料費の増加額	輸送費の増加額	保管費・荷役費の増加額	焼却費・埋却費の増加額		化製費の増加額
対象家畜	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	①	③	④	—	—	—	a (輸送費のみ)
		出荷遅延の場合	①	③	—	—	—	—	—
		やむを得ず処分された場合	②	③	—	—	—	—	b・c
	制限区域外	他の出荷先に出荷された場合	①	③	④	—	—	—	a
		出荷遅延の場合	①	③	—	—	—	—	a・d
		やむを得ず処分された場合	②	③	—	—	—	—	a・b・c・d
対象家畜の死体		やむを得ず処分された場合	—	—	⑤	—	⑧	b・c	
		その他の場合	—	—	⑥	—	⑨	—	
対象物品	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	①	—	④	⑦	—	—	a (輸送費のみ)
		出荷遅延の場合	①	—	④	⑦	—	—	—
		やむを得ず処分された場合	②	—	⑤	⑦	⑧	—	b・c
	制限区域外	他の出荷先に出荷された場合	①	—	④	⑦	—	—	a
		出荷遅延の場合	①	—	④	⑦	—	—	a・d
		やむを得ず処分された場合	②	—	⑤	⑦	⑧	—	a・b・c・d

○ 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式

- ① (同一の種類の家畜・物品の平均価格 - 対象家畜・対象物品の取引価格の平均額) × 対象家畜・対象物品の数量
- ② 同一の種類の家畜・物品の平均価格 × 対象家畜・対象物品の数量
- ③ 対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価 × 対象家畜の数量 × 出荷予定日から出荷された日までの期間の延べ日数
ただし、①において同一の種類の家畜の平均価格 < 対象家畜の取引価格の平均額の場合は、その差額を③の額から減ずる。
- ④ 対象家畜・対象物品の他の出荷先(予定出荷先)までの輸送費の実費 - 同一の種類の家畜・物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用
- ⑤ 焼却等施設までの輸送費の実費
- ⑥ 対象家畜の死体の他の化製場までの輸送費の実費 - 同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用
- ⑦ 保管施設における保管費及び荷役費の実費
- ⑧ 焼却費、埋却費又は化製費の実費
- ⑨ 対象家畜の死体の他の化製場における化製費の実費 - 同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する費用

○ 家畜伝染病予防費負担金の交付申請の必要添付書類

- a 対象家畜・対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類
- b 対象家畜・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類
- c 対象家畜・対象物品が処分されたことを証する書類
- d 対象家畜・対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類

※ 対象家畜・対象物品のうち特定移動制限等の期間後に出荷予定日を経過したものにあつては、助成措置の対象となる額額を算定するに当たって、それぞれの留意事項に加え、対象家畜・対象物品の早期出荷に向けて最大限の努力がなされていること等の確認すべき事項あり。